

# 令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

申請書を受理した日から3週間後が目安です。

## 支給対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降、収入が減少し、**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯（家計急変世帯）

### 申請書等の提出が必要です

- 申請期間：令和4年6月1日（水）～令和4年9月30日（金）
- 申請方法：裏面に記載の書類を揃え、市に郵送または窓口へ提出
- 申請をする時点で銚子市に住民登録のある方が対象になります。
- 令和3年度分の「銚子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付を受けた世帯は令和4年度分の支給の申請をすることはできません。
- 支給が決定した場合は決定通知書を送付いたします。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

- 必要な書類はつぎの①から⑤です。

①申請書（請求書）

②簡易な収入（所得）見込額の申立書

※①と②は、下記のコールセンターにご連絡いただければ郵送いたします。

また、市のホームページからも印刷することができます。

③世帯全員分の令和4年1月以降の任意の1か月の収入の状況または令和4年分の所得額を確認できる書類の写し

④世帯主の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

⑤振込先の口座の情報がかかるもの（原則世帯主の口座。通帳やキャッシュカード等）

- 上記①～⑤の記入・作成が終わりましたら市役所へ郵送、または窓口へ提出してください。



## 非課税相当の収入見込額の目安

- 住民税非課税相当とは、**世帯員全員**のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。給与収入の場合の目安は次のとおりです。

扶養親族の人数	年収見込額
単身または扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族（1人）を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族（2人）を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族（3人）を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族（4人）を扶養している場合	2,497,000円
5人以上・障害者・未成年者・ひとり親・寡婦（夫）	お問い合わせください

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

銚子市住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-166-123**

受付時間 平日8:30～17:00

### 郵送先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1  
銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室  
銚子市住民税非課税世帯等  
に対する臨時特別給付金担当

